

公共料金の基本的な考え方
【改訂版】

平成28年4月

日進市

目次

1 「基本的な考え方」の見直しにあたって……………	1
2 基本的な考え方……………	1
3 公共料金（使用料）の算定方法……………	2
4 受益者負担割合（使用料）……………	3
5 公共料金（手数料）の算定方法……………	4
6 料金見直しのサイクル……………	4
7 料金改定時の緩和措置……………	4
8 市外料金の設定……………	5
9 減免の規定……………	5
10 その他……………	5

1 「基本的な考え方」の見直しにあたって

本市では公共料金の統一的な算定基準や受益者である特定の利用者から相応の負担をいただくための受益者負担の明確化を図るため、平成16年4月に「公共料金の基本的な考え方」(以下「基本的な考え方」と表記します。)を策定し、この考え方を踏まえて料金の設定を行ってきました。

この「基本的な考え方」の策定から10年超が経過し、他の自治体においても、様々な受益者負担の考え方に基づく公共料金の適正化に向けた取組が進められています。

本市においても、こうした他の自治体における考え方を参考に現状での課題を整理しながら、あらたな検討を加えて改めて「基本的な考え方」の整理を行いました。

2 基本的な考え方

行政サービスに要する経費は基本的に税金で賄われますが、公共施設の運営や維持管理については、その施設を利用する人としらない人との間で不公平感が生じることは好ましくないことから、本来、利用者が納める使用料で賄われるべきと考えます。

しかしながら、使用料だけで当該施設の運営や維持管理に要する経費を全て賄うことは難しいため、その施設を利用しない方からも税金として間接的に負担してもらっているのが現状です。

このことから、公共施設の使用料については、利用者に相応の負担をしていただく「受益者負担の原則」を基本的な考え方として使用料の算定等を行っていきます。

3 公共料金（使用料）の算定方法

使用料の算定方法のうち、公共施設の使用料の算定につきましては、経常的な維持管理経費だけでなく、今後発生する建物建設費（減価償却費）も加えます。

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{受益者負担割合}$$

(1) 原価

① 原価に算入する経費

ア) 経常的な維持管理経費

人件費（職員の給与等）、雇人費（臨時職員の賃金等）、需用費（消耗品、光熱水費、印刷製本費等）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等

イ) 建物建設費（減価償却費）

建設工事費、大規模修繕費（工事請負費）

※なお、用地取得費については、土地は年数の経過により資産価値が減少するわけではなく、当該施設が廃止された場合でも市の財産として残るため公費（税等）で負担します。

② 原価の算定方法

$$\text{原価} = \text{施設の} 1\text{m}^2\text{(面)あたりの時間単価}(\text{※}) \times \text{貸出面積(面数)} \times \text{利用時間}$$

(※) 施設の 1m^2 (面)あたりの時間単価

$$= \text{経常的な維持管理経費} + \text{建物建設費(減価償却費)} \div \text{総貸出面積(面数)} \div \text{年間開館時間}$$

(2) 受益者負担割合

施設の性質により、行政サービスを「必需的／選択的」「市場的／非市場的」の2つの視点に基づき4つの領域に区分し、それぞれに負担割合を設定します。

「必需的サービス／選択的サービス」… 社会生活に必要不可欠なサービスか否か

「市場的サービス／非市場的サービス」… 民間でも同様なサービスがあるか否か

なお、各領域の負担割合等、詳細は、「4 受益者負担割合（使用料）」を参照。

◆見直しの考え方

高度経済成長による急激な都市化の進展や人口の増加に伴い、全国の多くの自治体では、学校や図書館、公民館や体育館などの公共施設が一斉に整備されました。

本市においては比較的若いまちというイメージはありますが、全国同様、こうした公共施設の多くは現在、老朽化が進み、今後、大規模修繕や建て替えなどの更新の時期を迎えます。

以上の点からも、今回の「基本的な考え方」の見直しについて、公共施設の使用料のコスト算定にあたっては、これまでの経常的な維持管理経費に新たに建物建設費（減価償却

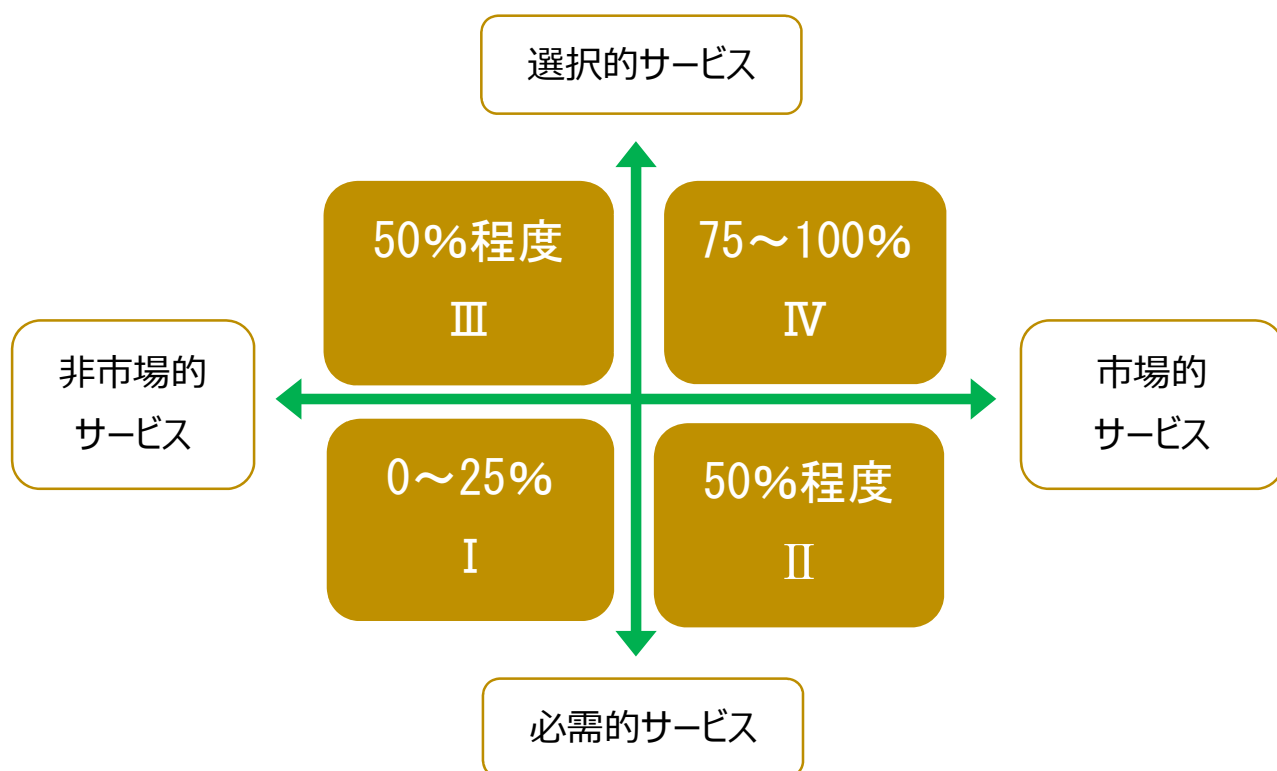
費)をコストとして加えていきます。

4 受益者負担割合（使用料）

行政サービスを、「必需的／選択的」「市場的／非市場的」の2つの視点に基づき、I からIVの4つの領域に区分し、それぞれに負担割合を設定します。

- ・必需的サービス … 市民生活に必要不可欠なサービス
- ・選択的サービス … 人により必要性が異なり、個人が選択的に利用するサービス
- ・市場的サービス … 民間でも同様に提供されている又は提供可能なサービス
- ・非市場的サービス … 民間ではあまり提供されていないサービス

なお、受益者負担率につきましては、公共施設ごとに設置目的などが異なることから、行政サービスの性質や、他の自治体の類似施設との比較なども考慮しつつ設定することができるよう、負担率に幅(裁量)を持たせます。



5 公共料金（手数料）の算定方法

手数料については、その役務の提供がそれを必要とする受益者個人の必要によるものであるため、受益者負担率を原則100%(実費)として算定します。

$$\text{手数料} = \text{原価}（1件あたりの単価）$$

(1)原価

①原価に算入する経費

ア)経常的な維持管理経費

人件費(職員の給与等)、雇人費(臨時職員の賃金等)、需用費(消耗品、光熱水費、印刷製本費等)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等

②原価の算定方法

$$\text{原価} = 1件あたりの単価 = \text{経常的な維持管理経費} / \text{総件数}$$

6 料金見直しのサイクル

本市では、これまで原則3～5年ごとと幅を持たせた設定としておりましたが、指定管理者の指定期間が、原則5年とする見直しが行われたため、施設を利用する利用者の混乱や事務の煩雑化などを考慮して、原則5年とします。

ただし、物価等の変動や稼働率、施設の改築などの変化に対応するため、必要に応じて見直すことができるものとします。

7 料金改定時の緩和措置

料金改定について、物価等の変動や利用状況などの需給バランスなどにより料金が急激に高騰すると、利用者に大きな負担がかかるため、市民生活への影響のほか、結果として利用率の低下を招く恐れが生じ、施設の設置目的から外れることが考えられます。

こうした市民負担の急激な上昇を避けるため、料金改定の上限について、原則1.5倍を限度とします。

◆見直しの考え方

本市では、これまで料金改定の上限については2倍を限度とするとしておりました。しかし、近隣や他市町では1.3～1.5倍のところが多く、また、今回、使用料の算定方法について、経常的な維持管理経費に加え、建物建設費(減価償却費)を含めていくことから、市民負担の急激な上昇を避けるため、本市においても1.5倍を限度としました。

8 市外料金の設定

公共施設については、多くの自治体で市民(在学者、在勤者などを含む。)だけではなく、市外からの方にも広く提供されております。

市外利用者への料金設定については、市民においても他自治体の公共施設を利用する場合もあることや利用予約上の優先などにより、市民の利用に支障がなければ、施設の有効活用、利用促進の観点から市内・市外利用者の利用料金は、これまでどおり同一とします。

ただし、市内・市外の各利用者の利用状況や各施設の稼働率を考慮したうえで、市民の利用に支障がある場合には、当該使用料の2倍を上限として市外利用者の利用料金を設定することができるものとします。

◆見直しの考え方

原則はこれまでどおり市外料金を設定しないものとしますが、スポーツセンターのトレーニングジムの利用等、市民の利用予約上の優先のない施設等の利用に関しては、今後の料金見直しにあたり、市内・市外の各利用者の利用状況や各施設の稼働率を考慮したうえで、市民の利用に支障がある場合には、当該使用料の2倍を上限として市外利用者料金の設定を行うことができるものとします。

9 減免の規定

公共施設の使用料の算定については、利用者に相応の負担をしていただく「受益者負担の原則」を基本としています。使用料の算定にあたっては、かかった経費の全額ではなく、受益者負担率(0~100%)を設定しており、その時点で既に免除又は減額されていると考えることもでき、その上でさらに減免を適用すれば、その施設を利用していない市民の方が負担している税からの補てんがさらに増すことにもなります。

よって、減免制度については、あくまで例外的な特例措置であり、真にやむを得ないものに限定するなど、その適用にあたっては、厳正に判断することが求められます。

なお、減免適用の基準については、この考え方を踏まえ別に定めるものとします。

10 その他

1. 料金算定時の端数処理については、10円単位とし、10円未満の端数は切り捨てするものとします。
2. 料金設定にあたっては、過去の改定状況や近隣市町の状況、民間施設の状況、同種の使用料・手数料等のバランス、現在の利用状況等も考慮しながら行います。
3. 受益者負担の軽減に向けて、市としても継続的に事務の簡素化や効率化を進め、一層の経費削減に努めていきます。